

北九州市の国家戦略特区の取組みについて  
～ Ver.3. 1 ～



企画調整局 地方創生推進室（特区担当）

## 目 次

1. 本市の国家戦略特区のねらい(特徴) P1
2. 本市の国家戦略特区の経緯 P2
3. 認定事業の状況(実績) P3~8
  - (1)平成28年4月13日認定、新規8事業(平成29年9月5日認定、追加2事業)
    - ①ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例 P3
    - ②NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例 P4
    - ③高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置 P4
    - ④エリアマネジメントに係る道路法の特例(新規:5事業、追加2事業) P5
  - (2)平成28年10月4日認定、新規2事業
    - ⑤旅館業法の特例 P6
    - ⑥酒税法の特例 P6
  - (3)平成28年12月12日認定、新規1事業
    - ⑦創業者的人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 P7
  - (4)平成29年12月15日認定、新規3事業
    - ⑧運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例 P7
    - ⑨特定実験試験局制度に関する特例 P8
4. 本市が国に提案中の規制改革(案) P9
  - 大規模国際大会誘致等に向けた留学生の資格外活動許可に係る規制緩和
  - 特定活動(アマチュアスポーツ選手)の在留資格取得に係る基準の明確化
5. その他 P10~13
  - 山本幸三 内閣府特命担当大臣視察(当時) P10
  - 松山政司 一億総活躍担当大臣視察 P11
  - 梶山弘志 内閣府特命担当大臣視察 P12
  - 国家戦略特区広報・PR活動について P13

# 1. 本市の国家戦略特区のねらい（特徴）

本市の国家戦略特区は、「高年齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応」をテーマに3つの拠点形成を進め“地方創生の成功モデル都市”に向けた成長エンジンとしての役割を果たすことをねらいとしている。

## 《3つの拠点》

### ● 「先進的介護・高齢者活躍拠点」の形成

シニア・ハローワークの設置や介護ロボット等の活用による介護職員の負担軽減、ロボット等の改良や開発などに取り組み、先進的介護・高齢者活躍の拠点形成を目指す。

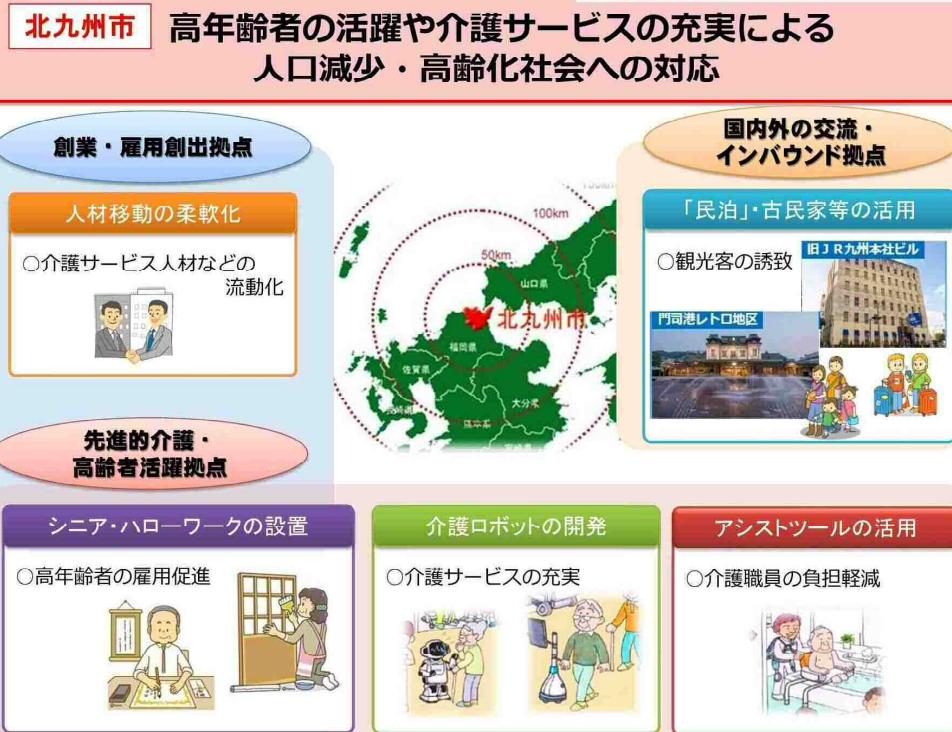
### ● 「創業・雇用創出拠点」の形成

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化などの取組により、スタートアップ企業への支援を行うなど、創業・雇用創出の拠点形成を目指す。

### ● 「国内外の交流・インバウンド拠点」の形成

豊かな自然環境を活かした特区民泊などの取組により、国内外の交流・インバウンドの拠点形成を目指す。

平成27年12月15日 国家戦略特区諮問会議資料



## 2. 本市の国家戦略特区の経緯

時 期	内 容
平成 27 年 12 月 15 日	○国家戦略特別区域諮問会議で区域指定が決定。 <u>※第3次指定（広島県・今治市、千葉市、北九州市）</u>
平成 28 年 1 月 29 日	○「国家戦略特別区域法」に基づき、「国家戦略特別区域を定める政令」が施行され、正式に国家戦略特区に指定。
平成 28 年 2 月 1 日	○第1回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。
平成 28 年 3 月 24 日	○国（国家戦略特区担当大臣）、関係地方公共団体の長及び国が選定する民間事業者で構成される「区域会議」を開催。
平成 28 年 4 月 4 日	○第2回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。
平成 28 年 4 月 13 日	○国家戦略特別区域諮問会議で本市の「区域計画」を認定。 <u>※第1弾の特区事業開始／4つの特例・8事業</u>
平成 28 年 7 月 1 日	○第3回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。
平成 28 年 10 月 3 日	○第4回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。
平成 28 年 10 月 4 日	○国家戦略特別区域諮問会議で本市の「区域計画」を認定。 <u>※第2弾の特区事業開始／2つの特例・2事業</u>
平成 28 年 12 月 12 日	○国家戦略特別区域諮問会議で本市の「区域計画」を認定 <u>※第3弾の特区事業開始／1つの特例・1事業</u>
平成 28 年 12 月 28 日	○第5回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。
平成 29 年 4 月 4 日	○第6回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。
平成 29 年 9 月 5 日	○国家戦略特別区域諮問会議で本市の「区域計画」を認定 <u>※第4弾の特区事業開始／2事業</u> <u>(エリアマネジメントに係る道路法の特例の追加)</u>
平成 29 年 12 月 15 日	○国家戦略特別区域諮問会議で本市の「区域計画」を認定 <u>※第5弾の特区事業開始／2つの特例・3事業</u>
平成 29 年 12 月 28 日	○第7回北九州市国家戦略特区推進本部会議開催。

### 3. 認定事業の状況（実績）

#### （1）平成 28 年 4 月 13 日に認定された事業

##### ①ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

～介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装～

###### 《概要》

介護施設において 2 ユニットの「共同生活室」を一体的に利用した環境で介護ロボット等を活用するとともに、介護現場の作業観察を通じた介護作業の見える化により課題を抽出し、介護ロボット等を活用しながら介護職員の負担軽減を図り、介護現場のニーズにあった介護ロボットの開発・改良に繋げる。

###### 【経緯／実績】

###### ○実証施設の公募・選定

- ・ 平成 28 年度：サポートセンター門司、好日苑 大里の郷の 2 施設を選定  
※以下「先行 2 施設」
- ・ 平成 29 年度：聖ヨゼフの園、杜の家、足原のぞみ苑の 3 施設を選定  
※以下「追加 3 施設」

###### ○条例改正（平成 28 年 6 月）

「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」

###### 【実績】

###### ○介護作業の見える化（作業観察・分析）

- ・ 平成 28 年度 8 月、9 月 先行 2 施設で実施【作業作業の課題を抽出】
- ・ 平成 29 年度 5 月、6 月 先行 2 施設で実施【ロボット導入前後を比較】  
6 月 追加 3 施設で実施【ロボット導入前の作業を見える化】

###### ○介護ロボット等の導入実証

- ・ 平成 28 年度 5 分野 7 機種
- ・ 平成 29 年度 先行 2 施設 6 分野 6 機種／追加 3 施設 6 分野 9 機種

###### ○人材育成

- ・ 介護ロボットマスター育成講習  
平成 29 年 6 月 15 名、平成 29 年 11 月 26 名（予定）

###### ○PR

- ・「介護ロボット等を活用した先進的介護に関するシンポジウム」の開催
  - 日 時 平成 29 年 7 月 16 日（日）13:30-16:30
  - 会 場 西日本総合展示場（新館）
  - 来 賓 厚生労働大臣、特区担当大臣、  
北九州市議会議長、北九州商工会議所会頭 他
  - 参加者 約 500 名



会場の様子



塩崎厚生労働大臣



山本特区担当大臣

## ②NPO法人の設立手続きの迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

～NPO法人設立の際の縦覧期間の大幅な短縮による設立の促進～

### 《概要》

特定非営利活動法人の設立を促進するため、北九州市が行う申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。

### 【事業の経緯／実績】

○平成28年4月27日開始

※認証申請件数 15件 (平成29年3月末時点)



北九州市立市民活動サポートセンターの様子

## ③高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

～シニア・ハローワークの設置による高齢者等への重点的な支援～

### 《概要》

複合公共施設ウェルとばた内に「シニア・ハローワーク戸畠」を設置し、概ね50歳以上の中高齢者等の就職やセカンドキャリア支援に関する効率的・効果的なマッチング、「北九州市版生涯活躍のまち」の取組との相乗効果による地方への居住促進を図る。

### 【事業の経緯／実績】

○平成28年8月29日 シニア・ハローワーク戸畠の開所

※紹介交付数 1,307件 }  
※就職者数 361人 } 平成29年8月末時点



ウェルとばた



シニア・ハローワーク開所式



シニア・ハローワーク戸畠

#### ④エリアマネジメントに係る道路法の特例（7事業）

～エリアマネジメントの民間開放によるまちの賑わいの創出～

##### 《概要》

国家戦略道路占用事業を実施する地域団体が、道路空間を活用したイベント等を開催し、MICEの魅力向上及びまちの賑わい創出を図ることで、国内外の人との交流とインバウンドの増加を図る。

【事業の経緯／実績】 平成28年4月～

実施団体	実施場所	延べ来場者数 (H28年度実績)
公共空間リソース利活用勉強会	船場町1号線・6号線（クロスロード）	約135万人
鳥町まちづくり会議推進協議会	魚町11号線（魚町サンロード）	約12万人
「つながる絆！八幡」実行委員会	八幡停車場線	約3万人
門司港レトロ倶楽部	東港町2号線・5号線 西海岸7号線	約17万人 約3万人

##### ※平成29年9月5日に認定された事業

実施団体	実施場所
tugu.town 黒崎実行委員会	黒崎10号線、熊手5号線（黒崎カムズ一番街） 平成29年10月スタート
黒崎コミュニティ	黒崎36号線（黒崎ペデストリアンデッキ） 平成29年12月スタート



クロスロードマルシェ 2017



魚町サンロード



東港町2号線・5号線



黒崎カムズ一番街



黒崎ペデストリアンデッキ

## (2) 平成 28 年 10 月 4 日に認定された事業

### ⑤旅館業法の特例

～滞在施設の旅館業法の適用除外（特区民泊）～

#### 《概要》

特区認定を受けた事業者が、北九州市において海外からの観光客や MICE へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設営業を行うことで、多様なニーズに対応した宿泊施設が整備され、これまで以上に幅広い観光客の集客が期待できる。

#### ※実施工アリア 第 1 種・2 種低層住居専用地域、市街化調整区域

##### 【事業の経緯／実績】

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ○平成 28 年 12 月 13 日   | 条例制定                   |
| ○平成 28 年 12 月 20 日   | 条例施行                   |
| ○平成 29 年 1 月 15 日    | 「市政だより」にて事業者募集         |
| ○平成 29 年 1 月 16・26 日 | 事業者説明会                 |
| ○平成 29 年 1 月 30 日    | 事業者公募開始                |
| ○平成 29 年 7 月 24 日    | 特区民泊第 1 号事業認定（小倉南区平尾台） |



平尾台(カルスト台地)



第 1 号物件 外観



第 1 号物件 部屋の様子

### ⑥酒税法の特例

～特産酒類の製造事業（構造改革特区）『汐風香る魅惑のワイン特区』～

#### 《概要》

北九州市の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者が、その製造量が少量であっても製造免許を受けることを可能とすることで、地産地消の推進・シビックプライドの醸成、農産物・食品ブランド化の推進、農業・6次産業の担い手の育成を図る。

#### ※ブドウを原料とした果実酒を製造しようとする場合

(酒類製造免許に係る最低製造数量基準 6 キロリットル⇒2 キロリットル)

##### 【事業の経緯／実績】

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| ○平成 28 年 10 月～ | ブドウ栽培の作付け拡大、事業計画の作成等 |
| ○平成 29 年 夏頃～   | 醸造施設の整備              |
| ○平成 30 年 春頃    | 酒類醸造免許申請             |
| ○平成 30 年 夏頃    | 若松で初のワイン醸造開始         |



若松で「北九州産ワイン」を製造

